

■各種申請、届出等の提出先と審査機関

グループA : 本所管内の限定特定行政庁  
 グループB : 本所管内 上記以外  
 グループC : 東松山駐在管内の限定特定行政庁  
 グループD : 東松山駐在管内 上記以外

入間市、富士見市、ふじみ野市、朝霞市、日高市、飯能市、志木市、和光市  
 三芳町  
 坂戸市、鶴ヶ島市、東松山市  
 毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村

本所: 川越建築安全センター  
 駐在: // 東松山駐在

	手続き等	適用条項	区 分	提出先 → 審査機関				提出部数	備 考
				グループA	グループB	グループC	グループD		
建築基準法 (※1)	建築確認、計画通知	6条、18条	1~3号建築物	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2
			許可を受けた4号建築物	市	町一本所(確認)	市	町村→駐在		
	指定確認検査機関からの報告・通知	6条の2、7条の2、7条の4	1~3号建築物	本所(安全)		駐在		正1	
			4号建築物	市	本所(安全)	市	駐在		
	用途変更	87条	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2
	昇降機確認、検査	87条の2	全て	建築安全課(建築指導担当)				正1、副1	
	工作物確認	88条	煙突・広告塔 H≤10m、擁壁 H≤3m	市町一本所(確認)		市	町村→駐在	正1、副1	※2
			上記以外	市町一本所(確認)		市町村→駐在			
	完了・中間検査、工事完了届	7条、7条の3、87条	1~3号建築物	本所(確認)		駐在		正1	
			4号建築物	市	本所(確認)	市	駐在		
	仮使用認定	7条の6	1~3号建築物	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2
	工事届	15条	全て	確認申請と共に提出				正1	
			1~3号建築物	本所(確認)		駐在			
			許可を受けた4号建築物	本所(確認)		駐在			
	4号建築物		市	本所(確認)	市	駐在			
	42条1項4号の指定	42条1項4号	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副3	
	位置指定道路の指定・変更・取消	42条1項5号	全て	市	町一本所(確認)	市	町村→駐在	正1、副1	※2
	43条2項1号認定(接道)	43条2項1号	1~3号建築物	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2
			4号建築物	市	町一本所(確認)	市	町村→駐在		
	43条2項2号許可(接道)	43条2項2号	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2
44条1項2号許可(道路内建築)	44条1項2号	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2	
56条の2 1項許可(日影)	56条の2 1項	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2	
建築協定の認可・変更・廃止	70条	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1		
建築協定の加入	75条の2	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1		
仮設許可	85条5項	1~3号建築物	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2	
		4号建築物	市	町一本所(確認)	市	町村→駐在			
一団地の認定・取消、連担建築物の認定・取消	86条ほか	全て	建築確認と同じ				正1、副1	※2	
定期報告	12条	建築物、建築設備、防火設備	安全協会→本所(監察)				正1、副1		
		昇降機	安全協会→建築安全課(建築指導担当)						
県建築基準法	県条例ただし書き認定	6条(路地敷地)、30条(車庫等)ほか	全て	建築確認と同じ				正1、副1	※2
	県条例56条の3 1項5号(位置の指定)	56条の3	全て	建築基準法42条1項5号(位置指定)と同じ				正1、副1	※2
	県条例56条の4の認定(幅員4m未満の接道)	56条の4	全て	建築基準法43条2項2号と同じ				正1、副1	※2
県ハリアリー条例	制限の緩和に係る認定	10条	1~3号建築物	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2
			4号建築物	市	町一本所(確認)	市	町村→駐在		
県建築細則基準法	名義変更届	16条1項	建築主事の確認を受けた案件	建築確認 と同じ				正1、副1	※3
		16条2項	指定確認検査機関の確認を受けた案件	指定確認検査機関からの報告・通知 と同じ					
	工事監理者・施工者の決定・変更報告書	16条の2 1項・2項	建築主事の確認を受けた案件	確認処分を行った機関あて直接提出				正1	※3
		16条の2 3項・4項	指定確認検査機関の確認を受けた案件	指定確認検査機関からの報告・通知 と同じ					
	工事取止届	17条1項	建築主事の確認を受けた案件	建築確認 と同じ				正1、副1	※3
		17条2項	指定確認検査機関の確認を受けた案件	指定確認検査機関からの報告・通知 と同じ					
		17条3項	知事又は所長の許可・認定を受けた案件	許可・認定を行った機関あて直接提出					
申請取下願	17条4項	建築主事あて確認申請	建築確認 と同じ				正1、副1	※3	
		知事又は所長あて許可・認定等申請	許可・認定等申請機関あて直接提出						
誤記訂正届	運用	全て(指定確認検査機関に対する申請は除く)	訂正したい案件の審査機関あて直接提出				正1、副1	※3	
都市計画法	53条許可(都市計画施設の区域内の建築許可)	53条	全て	市	町一本所(確認)	市	町村→駐在	正1、副1	※2
	65条許可(都市計画事業地内の建築許可)	65条	全て	市	町一本所(確認)	市	町村→駐在	正1、副1	※2
中高層指導要綱	中高層建築事業報告	第6	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1	※4
ハリアリー法	計画の認定・変更	17条、18条	1~3号建築物	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2
			4号建築物	市	町一本所(確認)	市	町村→駐在		
福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設新築等届出	16条	全て	市町一本所(確認)		市町村→駐在		正1、副1	※2
	完了届・適合証交付請求書	18条、施行規則3条	全て	本所(確認)		駐在		正1	
省エネ法	計画書・届出書	12条、19条	1~3号建築物	本所(安全)				正1、副1	
			4号建築物	市	本所(安全)	市	本所(安全)		
CASBEE	計画書・完了届・表示制度届出	20条、21条、22条の4	全て(十狭山市・所沢市・新座市)	本所(安全)				正1、副1	
長期優良住宅	申請書・完了報告書	5条、8条、9条、10条、細則5条	1~3号建築物	本所(安全)				正1、副1	
			4号建築物	市	本所(安全)	市	本所(安全)		
建設リサイクル法	届出書・通知書	10条、11条	1~3号建築物	本所(安全)		駐在		正1、副1	
			4号建築物	市	本所(安全)	市	駐在		

※1 : 記載のない許認可等については、お電話等でお問い合わせください。 お問い合わせ先 本所 建築確認担当(確認) TEL 049-243-2746  
 ※2 : 市町村の控えとして、左記以外にもう1部副を求められる場合があります。詳細は各市町村に確認してください。 本所 建築安全担当(安全) TEL 049-243-2102  
 ※3 : 指定確認検査機関で独自の手続きをしている場合がありますので、まずは審査機関に確認してください。 本所 監察担当(監察) TEL 049-243-2797  
 ※4 : ふじみ野市、朝霞市、和光市では同様の市の条例が制定されているため、県の要綱は適用されません。 東松山駐在 建築確認・監察担当 TEL 0493-22-4340